

史

林

第二十六卷 第二號

(通卷第百二號) 昭和十六年四月發行

轉換期として觀る古代埃及第五王朝

岡 島 誠 太 郎

一 序

二 「ラーの子」・埃及王

三 ウェストカ・ペピルスの事など

四 祭司の權力と宮との増大

五 王權の衰退と世襲貴族の成立

六 ピラミッド・テキストの創始

七 結 語

一 序

或る時代が先の時代を承け、次の時代を胎むとは云ひ慣はされた言葉である。推移變遷の形相を既往に遡つて探り、その行末を辿つて求めることは歴史の大きい任務と謂はねばならぬ。

此の意味を以て、あらゆる時代を仔細に觀ずれば、夫々轉換期として意義づけられるかも知れない。

併し、「羅馬は一日にして成らず」との諺の如く、史實は突如として「成り」「表はれる」のではなく、又、忽然として

「消え」滅びる」のでもない。轉換期として特に稱せられるには、必らずや、長き時の流に亘つて、量的に豊富で、質的に熾盛なる何ものかを指摘され得ねばならない。

古代埃及第五王朝が、絶對王政の第四王朝の後を享け、地方分權の第六王朝に移ると云ふ、古國王に於ける重大なる轉換期を形成したと観る所以も、畢竟、古代埃及史上に於ける第五王朝の特相、或は性格を闡明せむとするに他ならない。第五王朝の由來を、第四王朝及びそれ以前に探り、その結實を第六王朝及びそれ以後に求むることになる。斯くして、この小論は右を企てたるに過ぎない。

此を試みるに、「ラーの子」と、「ピラミッド・テキスト」との二つを、第五王朝を窺める主たる鍵鑰として用ひることを先づ擧げて置きたし。

二 「ラーの子」・埃及王

偉大なるピラミッドの造營者として知られたる第四王朝の後を承けて、ヘリオポリス(Heliopolis)出身者^①に依つて第五王朝が建てられた。この王朝の歴代が、太陽神ラーの子(Son of Ra)と自ら稱へ、爾來、古代埃及の王は永く之を踏襲することになつたのは、凡そ古代埃及史を讀む者が等しく知る所である。

併しながら、第五王朝が何故に、これを用ひ始めたか、又、これを、爾後の王朝が承け繼いで傳統として、羅馬領埃及にまで及んだか。先づこれを吟味したい。

極めて概括的に説くを許されるならば、第一王朝はホルス(Hrw)の信仰を持し、その神聖なる象徴として鷹を掲げ、セツト(Stj)の信奉者を討つて遂に平定した。第二王朝は、右の二神を信奉する各々の民を妥協せしめて、王自ら「二勢力の平和(或は満足)と稱した。第三王朝になると、王権の擴大に伴ひ、セツトの信奉者を漸次制壓し、更に第四王朝に入つては、國家機構の完備と共に、徹底的にセツトの信奉者を鎮定し得た。

最大のピラミッドを造營したクフ(Hwfw)は、從來、埃及王が用ひた、ホルス名(時には旗章名或はカ〔カ〕名とも云はれる)ネプティ(nbf)名^③、ネス・ビット(nsw-bit)名(上下埃及の王たる名)^④の他に、新に、黄金のホルス名を加へた。この意味は、現在クーシ(Kus)附近に在るオムボス(Ombos)に於て崇拜せられたセツトを打敗かしたことの謂で、ネプティとはオンボスの住者たるセツトを指すに他ならぬ。ロセッタ石(Rosetta Stone)の希臘文中に「(彼の敵に優る)Serkhatov Inepreos は之に該當するとされて居る。創設したクフの得意は思ふべしである。

而して、第五王朝に至つて、「ラーの子」名が生じ、茲に埃及王の正式の名は五つを數へられることになつた。^⑤ 扱、ラーに對する信仰は夙に認められ、第二王朝の二代にラーネブ(Rnd)、即ち、「ラーは主なり」と稱へる王がある。ホルス・セツトの二神を壓へ、ラーを擧げて統一する意圖を示して居るのではなからうか。ヘリオポリスのラーの祭司長(Wr m) Iwnw)は「大なる先見者」の謂であり、王について有力なることはピラニヌ(Pirame)も指摘して居る。^⑥

然も、埃及王の稜威は、第三王朝を経て著しく増大し、王権の伸展は大規模なるピラミッドの造營に於ても窺ひ得

るが、第四王朝の王名中、ラーを含むものが多し。コフラー。(HFR)、メンカウラー。(Mn kw R)、ラーゼドフ(Rädf)、ヤンクカラー。(Sjk k R)と歴代の半數を擧げられる。

故に、第四王朝の隆盛期に於て、ラーの勢力を無視し得なくなつたと見做される。

ところで、この王朝では、王がホルスの代表者のみならず、ホルスそのものの顯現と考へられて居た。王自身、偉大なる神(ḥq)たる意義を有して居た。これが、第五王朝に於て、ラーの子と稱したのは、神でなく、神の子として、神の命を仰ぐ、善良なる支配者、少くとも善良なる神なるを期せられる事になつた。即ち、絶對君主たる立場より降りたるを意味し、何ものかに服従し、依據する態であると見做される。王が埃及の支配者たるには變らぬとしても、同時に倫理的責任を負ひ、政治上の理想が要求されるのである。

然も、これがヘリオポリスの祭司長より起つた第五王朝が、何故この讓歩をせねばならなかつたか。

勿論、ラーを主神と仰ぐこと、従つてラーの祭司團が勢力を獲ることは當然だとしても、自ら、ラーの代表者、或はラーそのものの顯現として振舞ひ得なかつたか。

一體、ラーの子と稱へたのは、嚴密に云へば、第五王朝に始るのではない。第四王朝の四代メンカウラーが、彼の印璽の一に既に之を用ひて居る。^⑦しかし、この種のものが、決して、一般的に弘く行はれた譯ではない。且、序でながら、「よき」と云ふ形容詞が冠せられた場合も空前でない。第四王朝三代コフラーの像に、「大なる神」と共に「よきホルス」と記された例がある。併し、孰れも稀れなる例と謂ふべきであらう。

凡そ、埃及王たるには如何なる者がなり得べきかを觀るに、王たる純潔を保たねばならない事は云ふまでもない。この考へは、古王國のみでなく後世にも及んで居る。王者の血液を享けた婦人を母に持つか、然らざれば、自ら、斯る婦人を娶つて後裔の血液を純化するの要があつた。尤も、第十八王朝に於ては、埃及王が外國より王女を妃に迎へたが、閨門より通ずる、外國の影響のあつたことは兎に角として、盟邦の王者を對等に觀た點に於て血液の純潔を保つと云ふ觀念擴大の意義が見られるが、これは姑くおく事にし、血統より見て、王位承繼の順位を推定するに、通説に従へば、

(一)王が自らの姉妹と結婚して生まれた男子が第一位たるは云ふ迄もない。この事實がプトレミー王朝に於ても行はれて居るのは周知に屬する。

(二)王女ではないが、王者の血液を傳へる婦人が王に依りて産みたる男子が第二位たること。

(三)王の子なるが、王者の血液を傳へない婦人が産みたる男子が第三位たること。

(四)然も、王朝の始祖などが、自ら王者の血液を傳へない場合、王女、或は少くとも王者の血液を傳へる婦人を娶つて、後繼者の血液の純化を計り、自らの立場を強化する。これ、素より政略結婚であり、最下位で、謂はゞ實力を以て、缺陷を補填すると云ふべきである。

されば、メンカウラーの如きは、王コフラーを父とし、王女カメルネブティ(Hmrt-nbtj)を母とせる王として、血統上何等の弱點を有して居ない。縱令、「ラーの子」を示す遺物であるとしても、讓歩の要が起らない筈である。寧

る、何故、斯ゝる稱號を用ひたかを問題とすれば出来やう。

然らば、何故にラーの子たる名稱號をとつたか。これ、神の子が受肉降生として、王として此世に現はれると説く、神婚の思想が既に、第四王朝に示されたと観るべきで、これが偶々メンカウラーの遺物に於て證せられると考へたい。

神婚の思想が、第五王朝にも行はれたと云ふよりは、次項に述べるが如く、之を以て、この王朝の立場を正當化し得た。茲に「ラーの子」たる表現が意義づけられ、後の各王朝にも、内容的、形式的の差異があるとしても、續いて受け繼がれた。第十八王朝、第二十王朝、その他にも採られ、夫々王の權威の由來を説くに用ひた。勿論、各王朝によつて解釋を異にする所である。例へば、第十八王朝の如きアメン(ラー)の子として見る。殊に婦人にして、十善の果報いみじく、萬乗の位を縦にしたハットセップスト(Hatshepsut)の如き、男裝した上にこの神婚を大に宣傳してその立場を強化して居る。

第四王朝はさしもの隆盛を誇つたが、次第に複雑多岐となつた國政運用にあたり、王のためにその藩屏たる者が夥しく現はれ、有力者(Ht p.t 字義は「民の守護」、王の御覺えあるもの(Ht h.w)が、王を援助すると共に、自らの地位を高めむと企て、やがて、廷臣(mh.w || 字義は「尊ばれる者」)を形成し、機會ある毎に彼等は集團の力を以て、主張を成就さすやうに計つた。

絶對王權を行ふため、その立場を擁護するために宗教的背景を造つたが、これを參畫する祭司に勢力が移り易くなり、第四王朝の衰兆と共に、彼等に乗ぜられるべき機會があつた事も考へられる。

今、古王國の各王朝の遺構の上より、この経過を辿ると、第一王朝は稍大規模の墳墓を残したが、主として木造部が多く、僅かに花崗岩の大なる板が用ひられて居る。第二王朝は陵墓の地下道に著しき變化を示し、第三王朝には巨大なる花崗岩の床板が現はれ、謂はゞ、次の王朝の準備工作が進められた。第四王朝に於て、更に大なる伸展をなし、造營物は極めて優れたる規模となつて現はれ、ピラミッドは完整され、神殿が附加せられて居る他、參道に就いても考慮が拂はれた。有力者達の墓も數に於て増加したのみならず、技術の精巧さに著しき進歩の跡が伺はれるやうになつた。即ち、第一位なる者(五世)たる活動を示して來た。即ち各王朝の遺構を通じて政治的反映がある程度は窺はれる。

王の營んだ巨大なるピラミッドは、素より、この大事業を遂行し得るだけの富の積藏があり、經濟力の裕さを悟らせられるが、併し、坐して喰へば山をも盡すの譬の如く、無盡藏ならぬ以上、次第に窮迫を告げる時が來り、財政的にも無理算段を敢えてして、王の虛榮心を満足させた事も多い。従つて、ヘロドトスの傳へるアシュキス(Asoxis)が先王メンカウラーの遺骸を典して借金したと云ふが如き、素より、觀光案内人的解説に過ぎないとしても、財政困難に陥つた事實を後世より想像したと云へやう。

死者への施物、供犠も、實物を用ひるのを禁じ、模作された代用品で濟すことを命じて居る譯である。

斯くして、ヘリオポリス大祭司出身のウセルカフ(Wesekhaf)〔即ち、「彼の身靈は強し」との謂なるが、既にマネットが指摘したやうに、「ラーの靈は強し」を意味する名である〕が、第四王朝の末裔タムプフティス(Tamphut)を排除し

て、王位に即いたことについて、彼自らの立場を擁護し、その即位を正當となす工作が企てられねばならなかつた。恐らく彼には充分なる武力が備つて居なかつたのかも知れない。この意味に於て、彼はラーの子と稱へ、二代、三代と承繼した彼の兄弟も、先蹤により、ラーの子たるを稱した。即ち、次項に説くが如き物語が後世傳つた所以であると思はれる。

- ① イネトのエレファンティネ(Elephantine)出身説は現今では問題にはされなう。
- ② マスタバ(mastaba)の僞戸に描かれる。
- ③ 「二人の貴女」を意味し、禿鷹と盤蛇とを以て現はれる、二女神の夫々、ネケムト(Nekhmet)とノト(Wadjet)との守護神である。
- ④ 上埃及と下埃及とを象徴する swt と sm' とを示し、ロセッタ石では、*paotxus tau te anoa xai tau xatou yopden* とある。
- ⑤ Erman-Ranke: *Aegypten und aegyptisches Leben in Altertum*, Tübingen 1922 S. 58.
- ⑥ Pirenne: *Histoire de Institutions et du Droit Prive de l'ancienne Égypte*, Tome I. Bruxelles 1932, p. 125
- ⑦ Meyer: *Geschichte des Altertums* I. 2. Stuttgart u. Berlin 1921 S. 205.
- ⑧ Ibid.
- ⑨ Herodotus Bk II § 136.

三 ウェスカ・パピルスの事など

第五王朝の成立に就て興味ある物語が、ウェストカ・パピルス(Westcar Papyrus)に含まれて居る。勿論、この文書そのものが、約壹千年も後世に成ると推定されて居り、直ちに、全面的に信じ難い點もあるが、斯かる物語を傳

へた所に第五王朝の意圖の一端が窺ひ得られるかと思はれる。

占師デディ(Dd)がクフに豫言するに、王の子及び孫は君臨すべきも、その後、ラーの祭司ラーウセル(Rwsw)の妻、ルットデウト(Rwd-dt)の胎内に、ラーによつて宿され、時満つると三人の兄弟、ウセルカフ、サフラー(Sfr)、ネフアルカラー(Nfir R)として生れる。この長兄に王位が先づ移り、やがて、次ぎ次ぎに他の兄弟に傳はる。長兄はラーの祭司長であると説かれて居る。

これは、第五王朝の初めの三代が兄弟相繼いだ事實と、之を正當なりと主張するがために、三人共に神婚によるものとしたのであつて、彼等が其の地位を擁護するために造られた物語なることを推定するに難くない。

即ち、彼等は血統上王者たる主張をなす、充分なる根據を持ち合せて居なかつた。その背景たるラーの祭司團を味方として、緊密なる關係を結ばねばならなかつた。

そこで、ラーの子として、自ら大神ラーの顯現であるとは稱へ得ず、即ち「人は神の影、奴隸は人の影、王は神なり」との態度を保持し得なかつた。後世、第十九王朝のメルヌプター(Mn Pt)の如きは、埃及國はラーの娘、自らはラーの息子を稱して、王と國家は兄弟にして、夫妻たるを示したが、^①第五王朝では、斯かる考へは、未だ現れないと思はれる。而して、ホルスはラーの稜威の内に結合されたと見るべきである。

斯くして、この王朝は造營物にも、ラーに對する信仰を具象化した事は云ふ迄もない。太陽神殿が設けられ、ラーの榮譽を象徴するため、オベリスク(Obs)が獻ぜられた。^②

ピラミッドは形式に於ても、工程に於ても大なる變革を受け、規模は小となり、外觀を飾るも内部には粗末なる石材を用ひるなど、財政上の制約も察せられるが、他の造營に力を注いだ點も見るべきである。神殿の如き花崗岩にて成る椰子葉型の柱頭を持つ高さ六米以上の柱、これに匹敵すべき、東ねられたペピルス型の柱頭ある柱も表はれた。これらは殿内の重厚さを増し、次に述べる壁面の裝飾と共に著しく繪畫性効果を擧げた。單純なる壁面も、今や大なる像にて飾られ、彫刻、多彩が施されて居る。素より、王者の尊嚴を發揮せんとした試みであるが、永久性を誇るピラミッドの構成に缺陷を許しても、廷臣祭司等と交渉ある個所に、一面ラーへの奉仕を示しながら、王者たるの勢威を維持せんと努めたと云へる。而して、ピラミッドの造營、衰へ行つた古王國の末葉は兎に角、首都がテーベ(Wsr. Gr. Thebae)に營まれる時に至ると、背景に斷崖絶壁を持つたため、垂直性に特色あるピラミッドの造營は効果が減じ、縱令行はれても模型的に陥り、寧ろ、水平性を加味した神殿造營がなされた。これが直接的に根據になつたと云へないが、これに導かれる道程に全く無關係とは云へなからう。

ラーの王との父子の關係の他にハトル(Ht)を配して、父・母・子の三尊形式を採つたのは注意すべきである。^③尤も「*Ht*」は「大きな家」、「神殿」、*Ht*はホルス、即ち「ホルスの家」の謂である。決して、この時にこの女神が現はれた譯ではないが、「ホルス(太陽神)のなす朝夕の出沒はこの女神にある」と云はれるから、ホルスとの妥協の程度も察せられはしないだらうか。

斯くして、宮殿の他に、ピラミッドと太陽神殿とは第五王朝の中樞を形成するものであり、これらに附した名稱に

も、歴代諸王がラーに對する信仰が窺知せられる。

即ち、王名より觀るに、始祖ウセルカフの意味は、既述したから略するが、サフラーのは「ラーの側にあり」、ネファアルカラーのは「ラーの靈は美しく觀る」となり、更にシェブセスカラー(Spsk R)は「ラーの靈は貴し」、ネファアラ(Nfr f R)は「ラーは彼の美しさ」、ゼッドカラー(Dd k R)「ラーの靈は確固たり」の謂と考へられ、歴代の王名にその信仰を表示して居る。

次に、ピラミッドの名稱にも、「ウセルカフの所在は純潔なり」(w'b iswt W)「サフラーの靈は輝く」(Hk S)、「ネファアルカラーは顯著なり」(B' N)等を以て記され、ラーに對する信頼を捧げて居る。

且、太陽神殿の名稱を見ても、左記の如くなる。

ウセルカラー Ⅱ「ラーの奉獻の苑」(R' nbn)

サフラー Ⅱ「ラーの野」(Snt R)

ネファアルカラー Ⅱ「ラーの心の所在」(St ib R)

ネファアラ Ⅱ「ラーの心の満足」(Gtp ib R)

等、夫々ラーを讚美したる言葉を用ひて居る。

即ち、第五王朝はラーの稜威を背景として建てられ、王はラーの子として、守護神と之を仰いだ。ために、自然國王でありながら、ラーの祭司に制御を受ける機会を與へることになつた。第十八王朝がアメン(嚴密に云へばラーと妥

協して、アメン・ラー(Imn R)を守護神と仰いで活動したが、やがて、アメン祭司團の勢威に押され、財政的にも、同祭司團の富に壓せられて、遂に同王朝末期には無謀なる宗教改革をなへ行つたこと、更に第二十一王朝の始祖と見られるヘリホル(Hrj Hr)の如きはアメン「ラー」の祭司長であつたことをも考へ合すべきである。

斯くして、第五王朝がラーの子と稱へ、又、その名に應じて讓歩が、歴代諸王に現はれた經緯を觀ることにした。

① Cook: Cambridge Ancient History vol. I. Cambridge 1924. p. 231.

② 拙稿エジプト史(世界歴史大系 一五卷)七七頁

③ Breasted: Development of Religion and Thought in Ancient Egypt. London 1912. p. 15.

④ Sethe: Heiligtümer des Ra' im Alten Reich, (AZ Bd. XXVII) S. 111 f. besond, S. 115.

⑤ 拙稿エジプト史二〇一頁以下

⑥ 同上二九四頁

Sethe: Berufung eines Hohenpriesters des Amun unter Ramses II, (AZ Bd. XLIV) S. 30.

Meyer: Geschichte des Altertums, II. 2. Stuttgart u. Berlin, 1931 S. 39.

四 祭司の權力と富との増大

前項に於て既述したるが如く、ラーを守護神と頼み、その祭司を後援とする第五王朝が、後述する世襲貴族成立の情勢を讓して行くと共に、益々祭司の勢力を迎へねばならなかつた。素より、祭司團の構成が如何なるかは明にし難いが、一般に、祭司長に統轄される祭司を呼ぶに、「純潔なる者」(W b)、「神の僕」(Im ntr)司式者(Hr(y)-hb)、「靈

の僕」(Hm K)等を以てした。^①今、これらの地位につきての問題は姑くおいて、この祭司團に屬する者は、幾多の太陽神殿の造營に於て數が増加したる上に、やがて、王の寄進により巨額の富を蓄積し得た。

王の神殿への寄進はパレルモ石 (Palermo Stone) に依つて知ることが出来る。即ち一例を挙げると、「ウセルカフの治世五年、ヘリオポリスの靈のために、祭儀毎に、麵麴と麥酒の奉獻、二十點、別に三十六筆の王料地寄進。

セプラー(Sp R)太陽神殿の神々に、二十四筆の王料地、毎日二頭の牛、二羽の鶺鴒奉獻。

ラーに、北方諸州の四十四筆の土地。

ハトルに、北方諸州の四十四筆の土地、

ホルス神殿の神々に、五十四筆の土地。クシオス(Xios)州ブト(Buto)にホルス神祠の建立。

セバ(Sp)に、一筆の土地。神殿造營。

ネクベット(Nhbt)南方聖所(utty)にて、毎日、麵麴と麥酒の奉獻十點。

ベルス(Prnw)のブトに、毎日、麵麴と麥酒の奉獻十點。

南方聖所の神々に、毎日、麵麴と麥酒の奉獻四十八點。」

他に、同王治世の六年、サプラー治世五年、同六年、同十三年、ネファアルカラー治世元年に、寄進奉獻のあつた事を記して居る。

尤も、パレルモ石には、刻面磨損し、判讀不能の部分もあり、且、これを以て寄進奉獻の全部が網羅し盡されたと

は云へない。然も、冗漫と煩瑣を顧みず列擧したのは、王の寄進奉獻が如何に莫大であり、祭司團が巨富を積蓄したかを知り得ると共に、ラーに對する信仰が如何程隆盛となるも、他の神々への信濃が壓迫されたのではなく、ホルス、ハトル、プター等にも奉仕され居る點を指摘したかつた故である。九尊神々の内に於ても、勿論ラーが他の神々よりも上位に置かれ、主神として他の神々屬性を收めたとしても、全く、他の神々が廢棄、排斥されたのではない。^②

王に對して、ラーの祭司が漸次勢力を收め、必要に應じて、屢々ラーの神意に託して、自己の立場を有利に導いた事は想像し得るであらう。加之、活動に資する財源豊かになるにつれ、世俗の有力者等の地位向上と呼應して、祭司等も亦、その聖職を世襲となし、太陽神殿、ピラミッド、その他、王族埋葬地域等の管理に就いても漸次勢力を伸展するに至り、祭司も俗事に交渉を持ち、更に進んでは干渉するやうにもなつた。即ち祭司の有力なる者は世俗の貴族と變らない方面にも活躍した。

素より、ラーの祭司のみでなく、ハトル、ミン、クヌム(Hnm)ホルス、プター等の祭司も、多少、早晚の差はあつても、この機會を均霑したと見てよす。

彼等は、その用地を世襲地(nutfs)となし、更に、ネファアルカラーの治世には、祭司の世襲地に免税の特權を得た事を明にし得る史料を傳へて居る。即ち、王の治世二年十一月十日に發布された詔勅に次の如くある。

「祭司長(ḥmw)に宛てたる詔勅、(wꜥw sꜥwt)

州に在つて、祭司たる總ての職務をなし得たものゝみならず、更に神殿の善き維持に當り、神殿内にて親しく神に

奉仕したものに許す云々」とあつて、祭司のみならず、俗別當とも稱すべき人々(Mrj)迄も含まれて居る。而してこれ等兩者に、「王は永久に互つて免税」たるを證して居り、神殿附屬の農耕用建物(Pr. Shw)勞務用場所(1st sk)迄も含まれて居る事を明記し、如何にも寛大なる所置が見られる。

これは、アビドス(Abdw)州のケンタメンティ(Hnt mnti)の祭司に與へたとピランヌは見て居るが、^①さすれば、有力なるラーの祭司の如きは事實上、より早い時期にこの特權を收めたと見るべきで、この祭司團の如きは寧ろ遲滞ながら、文書を以て之を確め得たと見られないだらうか。即ち、事實上(de facto)有力なる祭司團が既に收め居たる特權を、比較的弱いものが後に理論上(de jure)形式を備へたと認めてよと云へないか。

- ① Pirenne: a. a. O. Tom. II p. 34 ff. に祭司に關する名稱が網羅されて居る。
- ② Breasted: Ancient Records of Egypt. vol. I. Chicago 1906 § 154-167.
- ③ 拙稿エジプト史七七頁。
- ④ Pirenne: a. a. O. Tom. II p. 237.

五 王權の衰退と世襲貴族の成立

第三王朝と第四王朝の交に見ゆる契約書或は遺言狀を通じて、王の稜威に光被されたる以上、個人の權が相當、確實にして自由であつた事が認められる。例へば、スネフル(Snfrw)治下のメテン(Mfn)の墓誌銘^①に依つて王と個人との關係及び、家族相互間の事情が或る程度まで窺はれる。絶對君主として、即ち、生ける大神の立場に於て徹底し

た支配を行ひ、王に仕へる者はその稜威に服した。少くともさう云ふ理想を以て王は臨んだと云ひ得る。

併し、この大神たる王を直接圍繞する者が漸次、自らを生かす立場を得、かゝる地位に在る者が機會あらば結束して、即ち、集團の力を以て絶對君主に當るやうになるにつれて、個人の方に依る場合よりも強固なるを知つたと思はれる。換言すれば、廷臣とは恐らく、彼等自ら名けたるべく、他の民衆の上に立ち、巧に、王の稜威を笠に着るものとなる傾向を有して居た。これが、第五王朝になつて、この地位を遂に世襲にした事は、王權の衰退によるため、既に、第四王朝の末期以來、彼等の墳墓が奢侈となり、クフの治世とは全く異つた狀勢が示されるに至つた。

即ち、王と一般民衆との間が、漸次疎隔され行き、中間に世襲貴族が介在して、會ては、王に直屬の民であり、「王の影」にすぎないと考へられもし、民自らも考へて居たのが、貴族のために治められ、寧ろ、利を以つて導かれる場合も生じたから、甘んじてこの狀勢を齎したと云へる、これやがて、第六王朝の地方割據を醸成する道程を進る事になつた。その顯著なる現象として世襲地内の裁判權が貴族の手に移行行くことで、第五王朝が寡頭政治の發生する時期と見られる譯である。

今、これら貴族が如何なる方面に、地盤を築き、腕を振つたかを觀ることにしたい。

先づ英、獨、佛の言葉で、Vizier, Wesir, Visir と譯される「大臣」(jib sb ft) を擧げる。云ふ迄もなく、王の代表者とも成りて、國政に關する者、字義として「大臣」たるは ft のみで足り、ft sb は「門の裁判官」たる謂である。時には、大法官、尙璽の謂に當る sd wjt を以て呼ばれる場合もある。

第五王朝では、形式的に附加された職名をも枚擧すれば、殆んど二十に垂とするが、この王朝の大臣ではネケンの守護(*sb Nhn*)をも附加するが常である。

尙、アケトヘテップ(*Ht htp*)の如き書記の指揮者、造營事業統監、裁判官總司等を兼ねて居た。

茲に、注意すべきは、上埃及(正しくは「南方」)總督(*imj, Sm*)の名が、この王朝になつて始めて加へられた事をゼーテが指摘して居る。^③更に、考ふべきは、從來、大臣は王者の血統を傳へる者であつたが、この王朝では必しもこの條件が充されては居ない。且、末期ゼッドカラの治下の大臣アケトヘテップは、その子プターヘテップ(*Pth htp*)にこの地位を傳へ、後者は最終の王ウナス(*Wnis*)にまで仕へて居る。

従つて、彼等の専恣は云ふまでもない。「大なる管理」と稱し、國政を切廻したるは勿論、「神聖なる行事」とて宗教方面にも實權を振ひ、更に「官廷事務」とて王宮内部にまで干渉するに至つた。即ちこの三つは、大臣の權限の最大を示すものである。素より、是は第五王朝末期の姿で、これを以て、この王朝を通じてとは云へないが、この標的に向つて振舞つたと想像され得る。これら三つの權限の下に、王は虚器を擁するに過ぎなくなつた事は當然である。

この中央の有様はやがて、地方行政にも反映するは云ふ迄もなく、茲に、「奉行」(*sb Qmr* || 知事裁判官の謂)を擧げる。尤も、この地方官の名は既に第三王朝にあり、時には「城主」(*imj, ht wrt* || 大城の支配者)とも呼ばれた。彼等が勢力を收めて、その地位を世襲し、事實上、地方分權、豪族割據の基礎を造つて行き、遂に第六王朝に續いて、具象化したと見られる。

マスペロ(Maspero)は、第三王朝、第四王朝の絶對君主の權力を以てしても潰滅されなかつた地方豪族の勢力挽回である^④と観るが、縦令、幾部分これが残り得たとしても、寧ろ、新興の勢力が大部分であるとするピランヌ立場を探りたい。殊にアケットヘテップの如き後者の典型と觀られる^⑤。

既述の上埃及總督に就て、これは會ては上埃及に實權を振ふ者として副王と見られて居たが、マイエルは、南方諸州の徴稅、賦役の管理者とし、^⑥又モレ(More)は第五王朝の早くからあつたと見るが、^⑦エルマン(Erman)の後半に生じたと見る方が事實に應じものと考へられる^⑧。殊に、大臣が上埃及にも實權を振はむとすに至つて、これを加へたものと觀たい。

下埃及總督については、その有無さへが埃及學者間に争はれて居るから、今は省略に従ふが、^⑨尙、新地(Nwt Mwt)の支配者の問題がある。ディクマン(Dykmans)の説く所に依れば、^⑩マスペロはセイクサイド(Sheikh Said)の碑文の註により、ニールの右岸に生ずる沖積地を、國家又は王の財産とし、これを管理する者とするが、第十四州、第十五州に特別にこれがあるは如何と云ふ問題を残す。モレは、第六王朝のコプトス(Coptos)の碑によつて、ミンの神に寄進された地が、王料地になる場合に生ずると説いて居る。ピランヌは第六王朝のヒルクフ(Hirkuf)の碑文より、免稅地たることを説いて居るが、將來、闡明されるべき埃及學の課題の一つであると云へやう。

更に、再び、中央に歸るに、この王朝の末期に入ると、大臣の專横を理論づける意味に於て、二元的政治が表はれた。即ち「大なる管理」を呼ばれる國政を始めとして、諸般の事務はこれによつて行はれた。従つて重複的なる場合が

多く、煩瑣なる結果を惹起した。例へば「印璽の重複」(jsw n. hr hn || 印璽事務の交換の謂)の如きである。或は、この類は既往の王朝に於ても、大臣が執行したかも知れないが、これが繁褥になつたことは、少くとも云ひ得ると思ふ。

官房の事務の煩瑣、王料地の歳入減少、裁判權の分散等、世襲貴族の跋扈を物語るものが多くなり、然も宮廷の生活は外観上美々しく飾られ、冗官多く、冗費に耐えないやうになつた。

- ① Breasted: Ancient Records Vol. I. § 170-175.
- ② 土古古の vezir 屈刺比亞語の wazir は後蕃の動詞 wazara 「重荷を負ふ」に由来する。
- ③ Sethe: Geschichte des Amtes tjtj sjb tjtj im alten Reich; ÄZ XXVIII. S. 49.
- ④ Maspero: Histoire ancienne des Peuples de l'Orient classique, Tom. I. Paris 1895 p. 414.
- ⑤ Pirenne: a. a. O. Tom. II. p. 168-9.
- ⑥ Meyer: a. a. O. Bd. I. 2. S. 223.
- ⑦ Moret: Charles d'Immunité; Journal Asiatique 1919. p. 434.
- ⑧ Ernan-Ranke a. a. O. S. 97.
- ⑨ Pirenne は時定「ケス」に於てある。
- ⑩ Dykmans: Histoire Économique et Sociale de l'Ancienne Egypte Tom. III. Paris 1937 p. 161 f.

六 ピラミッド・テキスト

轉換期として觀る古代埃及第五王朝(岡島)

第二十六卷 第三號 二二一

第五王朝は歴代の積弊の重壓下に、次第に衰亡の一途を辿つた。しかも、最後の王ウナスはそのピラミッド内部の通路、廊下、部屋の壁面に碑文を録さしめた。斯る碑文は、第六王朝のテティ(Teti)、ペピ一世(Pepi)、メルネラー(Merneptah)、ペピ二世のピラミッドにも施されて居り、埃及學者のピラミッド・テキストと總稱して居る所である。

曾ては、ピラミッドには碑文がないとまで云はれたが、マリエット(Mariette)によりて組織的に發掘調査の企てとなり、一八八一年マスペロが之を發見したのが端緒となつた。すべて之を有するピラミッドはサカラに存する。

プレステッドに依れば、このテキストには、(一)葬儀式文及び陵墓への供犠祭式文、(二)魔術咒文、(三)崇拜の最古祭式文、(四)古代の宗教讚詠、(五)古き神話の斷片、(六)死せる王のための祈禱文と願文とを含むとせられて居る。^①併し、之は素より、便宜的のもので、雑多なものが混じて居ると見られる。

ウナスのものとして二百二十八章句があり、他のものとして、告白文を合して七百十四章句となつて居る。これが中王國に於てコフィン・テキスト(Coffin Text)となり、新王國に於ては「死者の書」と通俗に呼ばれる態をとるやうに變遷した。

然も、ピラミッド・テキストの内容から見ると、前記の如く、決して第五王朝の末に初めて造られた章句でなく、古く既に在つたものをこの場合録したにすぎないと考へられる。例へば、王の名(ウナス)を以て、オシリスに置きかへた程度の場合が多い。(P. T. 150-1)或はオシリスに比較して、氾濫を起すものとして居り(P. T. 388)身體さへもオシリス同一とすることがある(P. T. Ut. 219)

ウナスが馥郁たる香氣を放ち(P. T. 376-8) 不死の姿を以て(P. T. 120, 134) 正義を持し(P. T. 265) 飛躍する姿を(P. T. 463, 509) 録して居る。殊に「曠を惹きまこし」(P. T. 306) 日光に比すべき者として説かれて居る(P. T. 320, 324, 334)。

天界に通ずる梯子を自由に昇降し(P. T. 390, 476-9) 渡舟(筏)を縦に操る態(P. T. 337)を叙して居る個所もある。

然も、ことさらに、上下埃及兩地の支配者(P. T. 388)たるを述べ、ウナスは神々に對しても、偉大なる神たるを示し(P. T. Uf. 252) その光榮を稱揚して止まなす(P. T. Uf. 273, 393)。

例へば、告白文二七三には「ウナスはあらゆるものを呑み盡す」と誇るが、この章句は二七八、四〇七、四四四にも繰返された所であり、就中、「ウナスの天界に来るや、神々の骨を戦かした」とあるのは、如何にも、ウナス王の稜威の偉大なるを稱揚して止まない概が見られる。

ところで、何が故に、斯くまで、このテキストに於て息まぐ必要があつたか。これは、寧ろ、埃及王の權威は衰へ、貴族、祭司の跳梁、跋扈甚しく、王朝末期の苦惱を嘗めたウナスが、僅かに、自らの胸中の不満をピラミッド内部に於て洩したと解すべきではないか。堂々たるピラミッドを造營し、萬古不易の自信のあつた諸王には、この種の望み、或は企てが起らなかつたが、王權日に縮まり、蒙塵の虞が迫れば、迫る程、僅かに自ら慰め得る天地を求めて、遂に、これが現はれたのではないか。第六王朝の王がこれを續けたのは、寡頭政治に陥つた第五王朝の後を享けて、更

に地方豪族割據の勢に従つたために、前轍を履んだと見るべきでないか。さればピラミッド・テキストは衰へ行く古王國の王權に對する挽歌の響を含んで居ると見たいのである。

従つて、如何に大言壯語を列べ立てゝも、謂はゞ空威張にすぎないと見られる。

ピラミッド・テキストを仔細に見るとき、ウナス王は、飢えず、渴かない(P. T. 382) 朝夕の食慾を滿すに事かず(P. T. 1876)とあるのは、來世も、現世と同じ生活を送ると觀た古代埃及にとりては當然とは云へ、茲まで、注意をせねばならぬ王は憫れであると云はねばならない。

更に、「ウナスの靴は蘆で飾られ、その飲料水は、ラーの(夫の)如く酒である」(P. T. 128-130)と指定するのは、如何にもあさましい感に打たれる。

尙「ウナスの嫌惡するは屑であり、彼は尿を拒み、これを採らず」(P. T. 718)に至つては遂に沙汰の限ではないと云へやう。

然も、この種の碑文を設け得るのは王のみに限り、貴族、祭司に許さなかつた點に於て、愈々王の保持し得た天地が、ピラミッド内部に踰踏したと見ても、決して、この意義を説くに、「機械によつて出る神」(Deus ex machina)を取立てなしたとは云へないと信ずる。

併しながら、これさへ第十王朝、第十一王朝迄には貴族も用ひるやうになり、遂に殘された王の據點も失はれるに至つたと云はねばならない。

① Breasted: Development of Rel. and Th. in A. E. p. 93.

② P. T. はピラミッド・テキストの略字、Ut. は告白文を指す。尙、番號はフランス語に依る。

③ Faulkner: "The 'Cannibal Hymn' from the Pyramid Text; Journal of Egyptian Archaeology. vol. X. p. 92 f.

④ 第六王朝ではメロエット(Meht)の鷹、即ち、北風を表象した女神として、セト神が再現する程、地方割據の状態となる。

七 結 語

以上、第五王朝の特相又は性格を、先づ通觀し得たかと思ふ。ラーの子と稱へ、ウエストカ・パピルスに傳へられる物語が成つたと看れば、やがて、この王朝の行方が規定される事となり、遂にピラミッド・テキストを創始するやうになる經緯を辿つて見た。

素より、この王朝について闡明せらるべき問題が多く殘されて居る。例へば、成立の年代、版圖の限界、地方諸州の内容、國家機構と社會、ラーの神格、オペリスク、裝飾柱頭附柱の様式、ピラミッド・テキストの檢討等幾多の事項が擧げられる。或はこの稿もこれらが取扱はれたる後になさるべきものかも知れない。若しさうだとすれば、これは、謂はゞ、目的地に向つて進む路傍に立つ一個の里標に過ぎないと云はれる。

従つて、未踏の地に就いては、研究を重ねて他日を期してこの小論もより良きものにした。

唯、この機會に、第五王朝が、古代埃及古王國の中で、絶對王權が崩れ、寡頭政治に成行、換言すれば、中央集權が地方分權に移り行く轉換期たることを、幾分なりとも示し得たとすれば幸である。

この小論に於て、象形文字を收むべきであるが、既製は兎に角、字母新鑄の困難を慮つて、アルファベットの他に、普通「禿鷹」にて示される母音「*u*」、「腕」にて示されるのを「*u*」で示した。これ素より象形文字を transcript する習慣に従つたまでである。然も、固有名詞の通俗化されたるは、その儘、片假名で用ひることにした。従つて、これと次に括弧内のものとの間に、多くの喰違ひを來して居る。通俗に「*a*」たる所が「*i*」になつて居るが如きは、多分、讀者を迷はしめる場合が多いと信するが、原音と推定される音に忠實なるを期した意味に於て、諒察されることを望む次第である。(昭和一五・一二・八稿了)